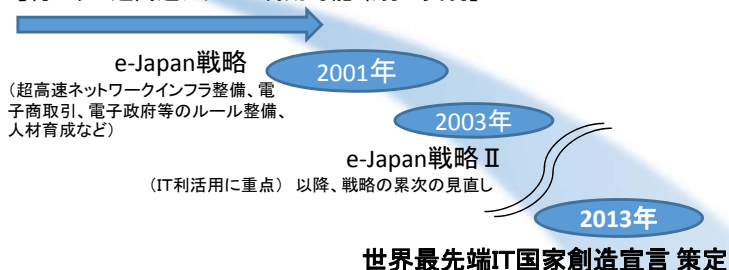


世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 概要

第1部 IT戦略の新たなフェーズ（「データ」がヒトを豊かにする社会の実現） ～官民データ活用推進基本計画による世界最先端IT国家の創造～

【約3年で超高速アクセス利用可能環境が実現】



ここ10年のIT関連技術の進展・利用環境面の変化

【ネットワークインフラの進展】

- **有線**：最大速度1～10Gbps（光ファイバ）
無線：最大速度500Mbps超（4G）
（今後5G（超高速10Gbps）・多数接続と
いった特徴）の実現（2020年）
- **クラウドサービスの活用**

【利用環境面】

- **企業等**：一部の企業や業界等では、データの利活用や各種データ連携（標準化も含む）が進展
- **個人レベル**：スマートフォンやウェアラブル端末の登場により、個人の情報発信力が向上、個人に関するデータ量の増大
- **IoT**：モノのインターネットの普及（センサー技術の小型軽量化・低廉化）

国・自治体の取組

- 世界最先端のIT国家を目指して政策を推進
これまでも一定の成果
・情報システム改革・業務の見直し(BPR)
（運用コスト3割削減、システム数6割削減見込）
（人事・給与システム、旅費システムの統一化等）
・農地情報公開システム
・自治体クラウドの推進
・マイナンバー制度の導入
・オープンデータの推進
・SNSを活用した災害時における情報共有の推進等

2016年
官民データ活用推進基本法 施行

2017年
官民データ活用推進基本計画 策定

2020年
▲2020年 オリパラ東京大会

2050年～
2060年 高齢化率約40%(推計)

「データ大流通時代」の到来

- このような環境の変化に伴い、多様かつ大量のデータ利活用により、**AIブームの再到来、ロボットやドローン等の開発も進展。**
（人間の処理能力を超えた範囲のデータ利活用も可能に）
- ⇒ **あらゆる場面で、ネット上の知識や知恵を共有・活用することにより、我々の生活や産業を一変する可能性。**（我が国が超少子高齢化社会に向かいつつある中、生産年齢人口の減少のカバー、高齢者の持つ知識・知恵の継承（高齢者の再活躍の場の提供）、地域の中小企業の活性化を可能にする等）

「データ」がヒトを豊かにする社会（官民データ利活用社会）の実現

「官民データ活用推進基本計画」

我が国が超少子高齢社会になりつつある中、集中的に対応すべき諸課題（経済再生・財政健全化、地域活性化、安全・安心の確保）を踏まえ、
8分野（①電子行政 ②健康・医療・介護 ③観光 ④金融 ⑤農林水産 ⑥ものづくり ⑦インフラ・防災・減災等 ⑧移動）を重点分野に指定
将来的には分野横断的なデータ連携を見据えつつ、2020年を一つの区切りとした上で、分野ごとに重点的に講ずべき施策を推進

- データ連携やAI等の活用により、個人の状態に応じた効果的・効率的で高品質な健康・医療・介護サービスを実現し、生涯現役社会を創出
- データを活用することで、生産性を向上し、儲かる農業を創出
- ダイナミック・マップなど官民のデータの連携や制度整備を通じて自動運転を実現し、世界一安全で円滑な交通社会を創出

「官民データ活用推進基本計画」の策定・推進により、全ての国民がIT・データの利活用を意識することなく便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会のモデルを世界に先駆け実現

（※国際機関、民間事業者、団体等がとりまとめるIT関連の各種ランキングにおいて、世界最先端を目指す。）

第2部 官民データ活用推進基本計画（官民データ活用推進基本法における基本的施策）

19条 国と地方の施策の整合性

- ・ 地方の計画雛型の作成と計画策定支援
- ・ 地域におけるデータ利活用の環境整備

等

行政(地方)

行政(国)

民間

オープンデータ

オープンデータ
(協調分野)

10条 行政手続等のオンライン化原則

- ・ 行政手続等(官－民、地方－民、民－民)の**棚卸し**
- ・ オンライン化原則に向けた**一括整備法**
- ・ 行政手続等における住民票の写しや戸籍謄抄本、**登記事項証明書等の提出不要化等**
- ・ 医療保険業務(診療報酬における審査業務等)の効率化・高度化
- ・ 社会保険・労働保険関係事務のIT化・ワンストップ化
- ・ 子育て・介護・相続などのライフイベントに係るワンストップサービスの推進

等

11条 オープンデータの促進、データの円滑な流通の促進

- ・ 国等が保有する行政データの**棚卸し**
- ・ 官民ラウンドテーブルの開催(民間ニーズに即したオープンデータ推進)
- ・ オープンデータ・バイ・デザインの推進
- ・ 訪日外国人観光客等に有益な飲食店や観光情報のオープンデータ化を推進
- ・ **交通事故及び犯罪**に係る情報の**公開の在り方の検討**

等

15条1項 情報システム改革・業務の見直し(BPR)

- ・ 国・地方を通じた行政全体の**デジタル化(ペーパーレス化を含む。)**
- ・ クラウド・バイ・デフォルト原則の導入
- ・ 政府情報システム改革
- ・ サービスデザイン思考に基づく業務改革(BPR)の推進
- ・ 「**デジタル・ガバメント推進方針**」に基づく政府横断的な実行計画の策定(平成29年)、各府省の中長期の戦略的な計画の策定(平成30年上半年期) 等

12条 データ利活用のルール整備

- ・ いわゆる**情報銀行**や**データ取引市場**等の実装に向けた制度整備
- ・ 国際的なデータ流通環境の整備に向けた諸外国との協調の推進(日米、日EU、G7、APEC等) 等

15条2項

分野横断的に連携できるプラットフォームの整備

(データの標準化(語彙、コード、文字等)、API、認証機能等を含む)

- ・ **分野横断的に連携できるプラットフォームの整備の検討**
- ・ **農業データ連携基盤の構築**
- ・ 銀行システムのAPI(外部接続口)の公開の促進
- ・ 国・地方公共団体・事業者等における**災害情報の共有の推進** 等

マイナンバー制度

13条 マイナンバーカードの普及・活用

- ・ **身分証等をはじめ、行政や民間サービスにおける利用の推進**(「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」)
- ・ マイナンバーカードの多機能化の推進(マイキープラットフォームの活用等)
- ・ 海外における公的個人認証機能の継続利用 等

14条 デジタルデバйд対策

- ・ 離島などの条件不利地域等における超高速ブロードバンド整備・確保の推進
- ・ 条件不利地域における携帯電話のエリア整備の推進
- ・ Webアクセシビリティ確保のための環境整備 等

16条 研究開発

- ・ **次世代人工知能技術**の研究開発の推進
- ・ 「**官民ITS構想・ロードマップ**」に基づいた取組の推進
- ・ 多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証 等

17条・18条 人材育成・普及啓発等

- ・ **データ活用の専門的知識や技術を有する人材の育成**
- ・ **セキュリティ・IT人材の計画的な育成**
- ・ IoTネットワークを運用・管理する人材の育成
- ・ プログラミング教育の普及推進
- ・ シェアリングエコノミーサービスの普及
- ・ テレワークの普及 等

3